

令和 7 年度 都市税制改正に関する意見

令和 6 年 8 月
全 国 市 長 会

我が国の景気は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復しているものの、物価高騰や海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、今後の地方財政を取り巻く環境は厳しいものになることも想定される。

しかしながら、我々都市自治体は、地方創生やデジタル化、脱炭素化の推進、防災・減災対策に加え、喫緊の課題であるこども・子育て政策の強化、金利上昇への対応、民間の賃上げ等を踏まえた給与改定の実施などを講じていかねばならず、税財源を安定的に確保しなければならない。

このような厳しい環境の中にあっても、引き続き、都市自治体の行政運営に必要な財政需要について、的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額の確保が不可欠である。

とりわけ地方分権の下で、今後、各自治体が自立していくためには、地方が担う事務と責任に見合うよう、国と地方の税源配分を見直すとともに、行政サービスの地域格差が過度に生じないように、税源の偏在性が小さく、安定性を備えた地方税体系を構築することによって、都市自治体の財政基盤を強化しなければならない。

ついては、令和7年度の税制改正に当たり、都市自治体の意見を十分に踏まえ、基礎自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、以下の事項について、必要な措置を講じるよう要請する。

I 制度改正に関する意見

1 真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築

(1) 地方の財政自主権の拡充及び税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

また、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、まずは、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

(2) 権限移譲に伴う税財政措置

国または都道府県から都市自治体への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。

(3) 税制改正に関する地方の意見の反映

地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の意見を十分反映すること。

2 固定資産税の安定的確保

固定資産税（土地、家屋及び償却資産）は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

また、令和5年度税制改正において創設された生産性の向上や賃上げに取り組む中小企業の償却資産についての特例措置については、2年間の期限の到来をもって確実に終了すること。

3 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっている。また、18歳未満、70歳以上の者及び障がい者並びに国体のゴルフ競技及び学校の教育活動は非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分に配慮しながら課税している。

ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すること。

4 自動車関係諸税のあり方の検討に当たっての地方財政への配慮

軽自動車税を始めとした自動車関係諸税は、都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっており、道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことから、そのあり方の検討に当たっては、CASE（コネクテッド・自動運転・シェアリング・電動化）に代表される自動車を取り巻く大きな環境変化を踏まえたうえで、地方財政に影響を及ぼさないようにすること。

5 森林環境税及び森林環境譲与税の周知等

森林環境税及び森林環境譲与税は、都市自治体にとって貴重な財源であり、令和6年度から課税が開始されたことを踏まえ、今後も間伐等の森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などに積極的に取り組むこととしているが、国においても、森林が果たしている公益的機能について、国民の理解が進むよう広く周知・広報を行うこと。

また、森林環境譲与税の譲与基準等については、各市区町村の活用状況などを踏まえ、引き続き、検証を行うこと。

6 地方たばこ税制度の堅持

地方たばこ税は都市自治体にとって貴重な財源であり、その継続的かつ安定的確保や望まない受動喫煙の防止を図るためには、分煙施設

の整備等が重要であることから、今後更に積極的に取り組むこととしているが、地方財政に影響を及ぼすことのないよう、一般財源である現行の地方たばこ税制度を堅持すること。

7 国際観光旅客税収の地方への配分

国際観光旅客税については、これまでも地方団体が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていることなどを踏まえ、国際観光旅客税の税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方団体に配分するよう検討すること。

8 都市税財源の充実強化

(1) 個人住民税

- ① 個人住民税は、都市自治体が担うべき基礎的行政サービスを安定的に供給するための基幹税目であることから、その充実強化を図るとともに、新たな政策的控除の導入は行わないこと。

また、現在導入されている各種控除についても課税の公平・中立・簡素等の観点から廃止・縮減も含めて見直すこと。

なお、令和6年度与党税制改正大綱において示された扶養控除の見直しを行う場合には、所得税又は個人住民税における税額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないように配慮すること。

- ② 個人所得課税における人的控除等のあり方の検討に当たっては、個人住民税が応益課税の観点から広く住民が所得に応じて負担を公平に分かち合う仕組みとなっていることを踏まえ、検討すること。
- ③ ふるさと納税については、ワンストップ特例制度によって申請された場合であっても、確定申告による申請との均衡を図り、所得税控除相当額を国の負担において対応するなど、制度の改善を図ること。

（２）法人住民税

法人の活動と都市行政との関わりの大きさ、都市税源としての重要性等の観点から、法人住民税が都市自治体において重要な役割を有することを踏まえ、国・地方間の税源配分の是正により、都市税源の充実を図ること。

また、法人住民税均等割については、昨今の厳しい財政状況を踏まえ、その充実を図ること。

（３）固定資産税

- ① 多岐にわたる非課税及び課税標準等の特例措置については、政策効果等を十分検証し、税負担の公平性や固定資産税の充実確保を図る観点から、廃止・縮減も含めて見直すこと。
- ② 商業地等に係る負担調整の据置措置等については、近年の地価の動向等社会経済情勢の変化を踏まえ、負担の公平化等を図る観点から見直すこと。
- ③ 家屋の評価方法は、その複雑さから納税者の理解を得にくく、その事務量が膨大となっていることから、引き続き評価方法の簡素化・合理化を図ること。
- ④ 家屋の附帯設備については、エレベーターなど、通常家屋と一体的に整備される附帯設備についても、償却資産として課税するよう附帯設備の所有者から求められることがあることから、家屋として取り扱うべき附帯設備の範囲を法律上明らかにすること。

（４）事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に充てるための目的税であり、これら事業の財源を確保するため、引き続き制度の維持を図ること。

（５）入湯税

入湯税は、環境衛生施設や消防防災施設等の整備、観光振興等の行政需要に対応するために不可欠な財源であることから、現行制度を堅

持すること。

(6) 基地交付金・調整交付金及び国有資産等所在市町村交付金

① 基地交付金・調整交付金

基地交付金・調整交付金については、固定資産税等の代替的性格を有するものであることから、一般行政施策と同列視することなく、これまでの経緯を踏まえ予算額を増額確保するとともに、対象資産を拡充すること。

② 国有資産等所在市町村交付金

ア 国有資産等所在市町村交付金については、固定資産税の代替的性格を有するものであることから、固定資産税相当分を適正に算定すること。特に、建物、工作物等の算定に当たっては、耐用年数等一定期間経過後も固定資産税と同様の最低限度価格相当額を維持すること。

イ 都市計画区域に所在する、国有資産等所在市町村交付金の対象資産については、都市計画税相当分も交付金に反映すること。

(7) 地方税における税負担軽減措置等の整理合理化

地方税における税負担軽減措置等においては、税負担の公平確保の見地から、より一層の整理合理化を図ること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

(8) 大都市等の事務配分の特例に対応した税制の充実強化

大都市等は、事務配分の特例により都道府県から移譲されている事務・権限を担っているが、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分であることから、真の分権型社会の確立のためにも、都道府県税からの税源移譲により、事務配分に見合った税制上の措置を講じること。

(9) 収入金額課税制度の堅持

電気・ガス供給業における法人事業税の収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として定着し、法人においても多大な行政サービスの提供を受けている。

電気・ガス供給業に関しては、小売全面自由化、送配電・導管部門の法的分離等に対応して既に課税方式の見直しが行われたところであり、行政サービスの質や量に対するニーズが高まる中、収入金額課税の更なる見直しにより法人事業税が減少することになれば、市町村に交付される法人事業税交付金の減収を通じて財政運営や行政サービスの提供に多大な支障を来たことになるため、同制度を堅持すること。

(10) 企業版ふるさと納税制度の期限の延長

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、都市自治体による自主的かつ自立的な取組により地域経済の活性化や地域における雇用機会の創出等を推進する制度であり、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金・人の流れを高める必要があることから、令和7年度以降も税額控除の特例措置を延長すること。

9 課税・徴収体制等の改善

(1) 年金保険者からの特別徴収対象者情報等の通知期日の改善

地方税法に定められている年金保険者からの都市自治体への特別徴収対象者情報等の通知期日については、納税義務者に税額通知を行う時期を考慮し、現行より早めるよう見直すこと。

(2) 申告項目等の改善

課税実務において、給与支払報告書等の申告内容のみでは控除等の判断に支障が生じる場合があるため、課税実務上の諸課題を解決できるよう、都市自治体の意見を踏まえて見直すこと。

(3) 外国人労働者への課税・徴収体制等の改善

都市自治体において外国人労働者への課税及び徴収を適切に行うこ

とができるよう、制度的枠組みを構築すること。

(4) 租税債権者による自動車の所有権代位移転登録の実現

滞納処分のための差押えに当たり、所有権留保付き自動車で割賦代金が完済されている場合、租税債権者の代位や監督官庁の職権による自動車の所有権移転登録が可能となるよう制度を見直すこと。

10 地方税法の改正時期等

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

また、その改正内容について、都市自治体に対して詳細な情報提供を行うこと。

Ⅱ 制度運用の改善に関する意見

1 地方税務手続のデジタル化の推進

地方税務手続のデジタル化については、すべての都市自治体が円滑に推進できるよう、システム構築や安全性の向上等に必要な支援や十分な財政措置を講じること。

また、地方税共通納税システムを利用した納付の促進や、課税客体的確な捕捉に資する課税情報等とマイナンバーの紐付けの一層の推進など、税務手続のデジタル化の更なる推進を図ること。

2 基幹税務システム標準化への支援

基幹税務システムの統一・標準化については、税務事務の負担軽減・効率化を図るうえで重要であることから、都市自治体において円滑な移行ができるよう、迅速な情報提供や十分な財政措置を講じること。

また、都市自治体ごとにシステム更改時期、進捗状況、ベンダの対応状況などが異なることから、都市自治体の意見を丁寧に聴き、実情に十分留意したうえで必要な支援を講じること。

特に移行スケジュールについては、住民サービスの低下を招くことなく安全・確実に移行できるよう、柔軟に対応すること。

3 国税連携ネットワークシステムの改善・充実

今後の国税連携においては、令和8年度に予定されている国税情報システムの刷新に向けて、都市自治体の意見を踏まえ、地方税務手続のデジタル化が促進されるよう抜本的な制度設計を行うこと。

中でも、以下のものについてはシステム刷新を待つことなく早急に改善を図ること。

- ① 確定申告様式の第二表は、これまでのようにイメージデータだけではなく数値データも併せて連携できるようにすること。
- ② 青色申告決算書・収支内訳書や寄附金特別控除の計算明細書など、都市自治体にデータ提供されていないものについても、データ取得を可能とすること。

- ③ 地方税の当初課税のスケジュールを踏まえたデータ連携が行えるようにすること。